

令和4年度 第2回千代田区男女平等推進区民会議

日 時 令和5年3月17日（金）18時30分～20時00分

会 場 千代田区役所4階 会議室A・B

委 員 会 長 三浦 まり

副会長 鈴木 浩子

委 員 金子 雅臣／五十嵐 裕美子／原田 裕美（欠席）／岩澤 勝子／渡邊 千恵子
不破 めぐみ（欠席）／牧田 裕一／岩谷 祐治／中原 るり子／鈴木 勝（欠席）
今井 貴光／岩崎 徳子／清水 謙一／保田 響

事務局 文化スポーツ担当部長 恩田 浩行

国際平和・男女平等人権課 小川 久美子

地域振興部 国際平和・男女平等人権課

〔議事次第〕

開会

議題

- 1 「東京都パートナーシップ宣誓制度」の現状について（報告）
- 2 LGBTQに関する職員ハンドブックの見直し、及び区民向け・事業者向けハンドブックの作成について
- 3 その他

閉会

〔配付資料〕

資料1 令和4年度千代田区男女平等推進区民会議委員名簿（変更後）

資料2 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の提示により利用可能な千代田区のサービス事業等一覧

資料3 LGBTQに関する職員ハンドブック（案）

資料3-2 LGBTQに関する職員ハンドブック（案）修正箇所

資料4 LGBTQを知る 区民向けハンドブック（案）

資料5 LGBTQに関する事業所向けハンドブック（案）

（参考資料）

- ・（厚生労働省）働く女性の健康応援サイト カード
- ・（東京都総務局人権部）性自認及び性的指向に関する都民向けセミナー「LGBTQを知って理解しよう」チラシ

三浦会長 定刻となりましたので、令和4年度第2回「千代田区男女平等推進区民会議」を開催いたします。本日はご多忙のところをお集まりくださりまして、ありがとうございます。本日の会議は20時終了を予定しておりますので、ご協力いただくと助かります。

最初に、本会議の注意事項と委員の出席状況のご報告、配付資料の確認をお願いいたします。

小川課長 国際平和・男女平等人権課長を務めております小川と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本会議の注意事項についてご説明いたします。本会議は公開を前提としておりますため、議事録作成のために録音機を置かせていただいております。ご了承ください。議事録と、本日お配りした資料は区のホームページで公開いたします。議事録作成に当たっては、委員の皆様にもメール等で原稿の確認をお願いいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。ご欠席の連絡をいただいております委員は、資料1の名簿を見ていただいて、5番の原田委員と8番の不破委員、12番の連合千代田区協議会の新たに代わられた委員の鈴木委員がご欠席と聞いております。

次に、配付資料をご確認いたします。資料は事前にメール等で送付いたしました。お手元にお配りしております。

上から資料1、委員の名簿でございます。資料2、「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書等の提示により利用可能な千代田区のサービス事業等一覧。資料3といたしまして、LGBTQに関する職員ハンドブック（案）。その次に、資料3-2といたしまして、LGBTQに関する職員ハンドブック（案）修正箇所。資料4といたしまして、LGBTQを知る区民向けハンドブック（案）。資料5といたしまして、LGBTQに関する事業所向けハンドブック（案）。また参考資料といたしまして、厚生労働省の働く女性の健康応援サイトという小さいカードがございます。それから、東京都総務局人権部の性自認及び性的指向に関する都民向けセミナー「LGBTQを知って理解しよう」というチラシを配付しております。

足りないものがございましたら、挙手いただければと思います。よろしいでしょうか。以上でございます。

三浦会長 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたけれども、連合千代田区地区協議会推薦の半田委員は役職変更によりご退職されたということです。新たにメンバーになりました鈴木委員は本日ご欠席ということで、次回ご出席のときにはご挨拶をお願いしたいと思います。

では、次第に沿って進めていきたいと思っております。次第2「『東京都パートナーシップ宣誓制度』の現状について」になります。前回7月の会議の際に、昨年11月から開始しました東京都パートナーシップ宣誓制度についてご説明いただきましたが、その後、千代田区における受理証明書の活用状況等について、事務局よりご報告をお願いいたします。

小川課長 それでは、東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書の交付組数でございますけれ

ども、資料には書いてございませんが、2月末現在で東京都全体では606組、千代田区では4組6人となっております。組数と人数が違うのは、片方が千代田区内に住んでいらして、ほかの区に住んでいらっしゃるなど、そういったようなことだと思います。

それでは、資料2をご覧ください。受理証明書等の提示により利用可能なサービス事業等については、条例や規定の改正等を行いまして、東京都の11月1日制度開始と同時に広報千代田や区のホームページで公表し、東京都のホームページにも掲載されております。そこにございますように区営住宅、区民住宅の利用申込みなど、一覧表のとおり表と裏を合わせまして6事業となっております。

裏面2ページの下の注釈をご覧ください。これらの事業以外にも、住民票の同一世帯や主たる介護者など、パートナーシップ関係以外の要件で、受理証明書等の提示がなくても従来から利用できるサービス事業が多くございます。受理証明書等がなくても利用可能なサービスについては、本区ではホームページに掲載していないところですが、東京都や都内の区市町村では、それらのサービス事業まで掲載しているところもありまして、あまり統一が取れていないような状況となっております。

それを見ますと少ない印象になっておりますけれども、都としては性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方に対し、パートナーシップ受理証明書の有無にかかわらず、対象者に含まれる行政サービス等をお伝えすることで、当事者の暮らしやすい環境づくりにつながるため、引き続き証明書の提示の要否にかかわらず、対応できる事業等を掲載してほしいということでした。パブリックコメント等でも証明書の有無にかかわらず、既に対応されている分野についても情報発信してほしいという意見をいただいているということです。

そのため、今はこれしか載せていないのですが、4月頃に第6次の計画の進捗状況調査を行うときに併せまして、改めて庁内各部へ確認しまして、本区及び都のホームページにも掲載したいと考えております。いずれにしても、毎年度新たにできるサービスもあるかもしれませんので、更新してまいります。

説明は以上でございます。

三浦会長 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見等がございましたらお願いいたします。ご発言の際には挙手いただきまして、指名を受けてから、目の前のマイクにボタンがございますので、そちらを押してご発言いただければと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

中原委員、お願いします。

中原委員 シンプルな質問なのですが、606組、4組6人という数字は進捗状況として想定内なのか、思ったより多かったのか、どのような所感をお持ちでしょうか。

小川課長 LGBTsの想定されるパーセンテージがたしか人口の8%ぐらい、左利きの人と同じくらいと言われておりますので、その数からすると少ないというか、必ずしも皆さんが結婚しているわけではない、パートナーがいるわけではないと思いますけれども、それからするとやはり少ないとは思っておりますけれども、人口等と比較してみても東京都全体でこの数が多いのか少ないのか、正直なところ分からないのですが、まだ少ないのではないかなという感じでございます。

三浦会長 ありがとうございました。受理証明書がこの人数ですからサービスを利用される方も少ないと思いますが、ちなみに今のところのサービス利用状況はまだないということでしょうか。

小川課長 今のところまだないという状況でございます。

三浦会長 承知しました。鈴木委員、お願いします。

鈴木副会長 先ほどご説明があった受理証明書の提示がなくても受けられるサービスについて、今後4月頃に各部に調査してホームページに掲載するということなのですが、こちらはこんなサービスがありますというのをかなり具体的に載せていくといったようなイメージでしょうか。

小川課長 これと同じような感じで事業名と概要と対象者の要件などを載せていこうとは思っております。※印のところにも書いてありますように、いろいろ事業がありまして、必ずしも配偶者という要件ではないものが、単に住民票の同一世帯や主たる介護者であれば誰でもいいというようなものもありますので、従前からそれは別に配偶者であろうがパートナーであろうが大丈夫だったのですけれども、ただ知られていないということはあると思いますので、もう一度調べて掲載していきたいと思っております。

鈴木副会長 分かりました、ありがとうございます。

三浦会長 渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 これはいろいろ区によって違うものですか。

小川課長 基本的には多分そんなに変わらないと思うのですけれども、ただ法律上の婚姻ではないので、法律上対象にならないものは基本的にはならないということです。

 ただ、単独事業で世田谷区では、例えば災害弔慰金を法律上は配偶者と書いてあるので対象にならないのですけれども、別にお金を用意して区独自事業として支給できるようにしています。ほかの区市町村は、やはり法律で対象でないものまで自主財源を出してやるには至っていないのが現状だと思います。

渡邊委員 ありがとうございました。

三浦会長 ほかの自治体ですと、事実婚の方も含めたパートナーシップを同性以外の方にも使っていただくようにしていたり、あとファミリーシップという形でお子さんを含めた家族にもお使いいただけるような制度があると思うのですけれども、千代田区は東京都の制度が施行されたのに併せて整えられたということだと思っておりますが、東京都にはない上乘せといいますか、他の自治体でやっているそのような制度について今後ご検討することはお考えでしょうか。

小川課長 東京都の制度にファミリーシップ制度は入っております。

三浦会長 千代田区は。

小川課長 東京都の証明書の中に子供の名前を書くことができることになっているので、それについては私どもの事業でも対象にできることとなります。

 パートナーシップ証明を事実婚に使うことは東京都ではできないことになっています

けれども、いろいろな制度で内縁や事実婚でも対象になるものが結構多いのです。例えばこの区営住宅、区民住宅の申込みも配偶者または内縁関係である者と書いてあるので、もちろん法律的に駄目なものは駄目なのですけれども、事実婚は今までも対象になることが多いとは思っております。ただ、事実婚にパートナーシップ証明を使うことを、東京都は想定していないということです。

三浦会長 多分夫婦別姓をされたいというご希望の方で婚姻届を出されていない方が事実上、世帯も一緒にしていて、多分お困りになっているのが病院で家族でない面会できないなど、そういったときに証明書があるとすごく助かるという声はよく聞くのですけれども、サービスはそのような形で使えても、病院に対しては千代田区としての何か証明書がない限りは少し難しいという気もしますので、そこは次の検討課題という気はいたします。

小川課長 課題とは認識しておりますけれども、今のところ東京都の制度でという形です。

三浦会長 分かりました。ほかの皆さんからいかがですか。よろしいですか。

では、次の次第に移りたいと思います。

次第3は「LGBTQに関する職員ハンドブックの見直し、及び区民向け・事業者向けハンドブックの作成について」になります。LGBTQに関する施策としては、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画においてLGBTsに関するハンドブックの充実を拡充事業として掲げております。令和元年度に作成した職員ハンドブックの見直しと、新たに区民・企業向けハンドブック作成について、まず事務局から資料のご説明をお願いいたします。

小川課長 それでは、今回職員向けと区民向けと企業向けと計画には書いてあるのですけれども、事業者向けの3つのハンドブックの案を出ささせていただいております。現在、LGBTs相談の相談員を派遣していただいているNPO法人共生ネットワークさんの方で、この会議の委員もやっていただいております岩崎委員に事前に見ていただいております。

まず、全体に共通なことといたしまして、LGBTsをLGBTQの名称に変更しております。これまで本区では計画も含めてLGBTsという名称だったのですけれども、社会的な言葉の認知度を考慮しまして、今後はLGBTQの名称を使用したいと思っております。

次に、資料3が職員ハンドブックなのですが、3-2をご覧ください。資料3-2に職員ハンドブック（案）修正箇所がございます。適宜資料3のハンドブック（案）と併せてご覧いただければと思います。表のほうですが、作成当時は令和元年9月でございましたので、それ以降の社会的認知度等を踏まえて、表現等の加筆修正を行っております。

主な修正箇所をご説明いたします。表の全体のところですが、総称について先ほど申しました「LGBTs」から「LGBTQ」に変更しております。それに伴いまして、前は「本ハンドブックにおける性自認・性的指向が非典型である方を表す用語について」というものがあつたのですが、それを削除しております。

それから、「LGBTsへの対応に関する」とあつたのですが、対応というのがちょっと変な感じがいたしまして、「LGBTQに関する職員ハンドブック」に変更しています。

3段目でございますけれども、区民向け・事業者向けハンドブックに合わせまして、読みやすさを重視しようということで表現、構成を修正いたしました。資料3ハンドブック（案）の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。「Ⅰ 基礎知識」「Ⅱ 区民に対する配慮・対応」「Ⅲ 職場における配慮・対応」という形で構成を変えております。

「Ⅳ 幼児・児童・生徒（子ども）に対する配慮・対応」はハンドブックの19～23ページでございますけれども、文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）等に基づきまして、全体を大幅に修正しております。

また、「Ⅴ 東京都パートナーシップ宣誓制度」を24ページに追加しております。区のサービス事業等にも受理証明書等を利用できるよう取り組んでいるとしまして、職員向けですので、引き続き行政サービスの要件の見直し・検討をお願いしますということが書いてございまして、下にホームページの紹介とQRコードを入れております。

資料3-2に戻っていただきまして、全体の最後の段ですけれども、以前は関連用語を巻末資料としておりましたけれども、本文の中に説明を入れておりますので、関連用語については削除しております。その下の個別の部分はほとんど用語の表現の修正になっております。追加や大きな変更を赤字にしております。

左側の新しい4ページとあるものですが、4ページの段、「1 性を構成する要素」に「⑤ 戸籍上の性」を追加しております。

それから、6ページの段ですけれども、「2 LGBTQとは」のところをめくっていただいて、クエスチョニング、クィアの説明を新たに追記しております。

その後、9ページの段です。そのところの「【参考】性のあり方を表す用語等」に、新たにパンセクシュアル、アロマンティック、ノンバイナリー、トランス男性、トランス女性の説明を追加しております。

それから、表の2枚目、上段10ページの段でございますけれども、ハンドブックの10～11ページをご覧ください。「6 LGBTQ当事者が社会で直面する困難」の項目を出しまして、場面ごとに具体例を記載しました。学校、家、就職・仕事場、医療、不動産、地域の6つの場面で、下の注釈にありますようにLGBT法連合会のリストから抜粋して記載しております。

次に、ハンドブックの13ページ、項目としては「Ⅱ 区民に対する配慮・対応」のところなのですが、3 区民に関わる書類等の性別欄についてでございます。必要のない性別欄は削除したり、「男性」「女性」「性別を答えない」との選択肢にするなどしておりますけれども、その5～6行目でございますが、「統計や政策立案、業務遂行上、性別のデータが必要な場合もあります。むやみに性別欄を削除しないよう、注意をしてください」との記載を追加しています。国の男女共同参画基本計画でも、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握に努めることとされておりますので、これを追記しております。実は私どもの区民世論調査で1回男女別がなくなってしまうので、私どもで統計を取るのが困って、また入れてもらったこともございました。

次に、ハンドブックの15ページ、「Ⅲ 職場における対応」の「1 SOGI（ソジ・ソギ）ハラメント」を新たに記載しております。いわゆるパワハラ防止法により、SOGIハラ

メントやアウティングを含めたパワハラ対策が事業主に義務づけられたことも記載しております。

16ページ、「3 職場環境における取り組み」として、新たに「① 職場でのルール」「② 相談しやすい環境づくり」を項目として追加しております。

大ざっぱで恐縮ですが、職員向けは一応以上でございます。

次に、資料4「LGBTQを知る区民向けハンドブック（案）」ですが、こちらは基礎知識や東京都パートナーシップ宣誓制度相談窓口は職員向けハンドブックと同様の記載でございます。13ページ、14ページに男女共同参画センターMIWの「性の多様性に関する本」や、14ページではセンターの紹介を入れております。

次に、資料5でございます。「LGBTQに関する事業者向けハンドブック（案）」ですが、1ページの目次にありますように、基礎知識等の区民向けハンドブックの内容に加えまして、「Ⅱ 職場（社内）における対応」「Ⅲ 顧客・取引先等への対応」として、職員ハンドブックの区民、職場での対応と同様の内容を事業者向けにアレンジした内容で記載しております。

簡単でございますが、資料の説明は以上でございます。

本日、委員の皆様からご意見をいただきまして、必要な修正を行いまして、3月末に発行したいと考えております。また各ハンドブックは4月以降にホームページへの掲載や、区民や団体等に配布、周知してまいります。

説明は以上でございます。

三浦会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

保田委員、お願いします。

保田委員 ありがとうございます。形式的な点で恐縮なのですが、資料3の2ページであって、ハンドブックでは全体的にLGBTQにすると書いてあるところで、塊として4つ目で、上から3行目に「人生のパートナーとして歩むLGBT等」となっているところは「LGBTQ」にされるということでしょうか。用語の統一という細かい点で恐縮です。

小川課長 これは東京都のパンフレットからそのまま転記しているので、かぎ括弧か何かを入れたいと思います。どうしても混在しまして、千代田区の計画も「LGBTsに対する施策」と書いてあって、その下に※印で説明していますけれども、東京都もLGBT等と使っていると思いますので、それも注釈で書きます。いろいろな言葉が混在してまして、申し訳ございません。追記いたします。

三浦会長 ありがとうございます。Iは使わないのですよね。

小川課長 Iはあまり使っていないみたいです。

三浦会長 インターセックスで使う場合もスポーツなどでは出てきますけれどもね。

小川課長 その辺はどうなのでしょう。

岩崎委員 インターセックスという言い方について、DSD、分化疾患の一般名称として使われているものなのですが、LGBT、性的マイノリティの間ではなく、性分化疾患の方々はインターセックスという名前をそもそも好まないというご意見もあります。インターセックスという言葉と並べて使うのは2007年くらいまでは結構多かったと思うのですが、それ以降についてはあまりインターセックスという言葉は使われていない状況かとこちらとしては認識しています。したがって、この中に今の流れからしてLGBTQIと並べることについては、それもまた当事者なしでそのことを決めてしまうということにつながるために、DSDの方々のご意見も聞きながらということになるかと思います。

三浦会長 ありがとうございます。その説明は入っていないのですよね。今回は含めていないということでしょうか。

小川課長 入っていないと思います。

岩崎委員 用語の削除する項目の中にインターセックスという言葉が、資料3-2の2ページ目、「性のあり方を表す用語等」のところに、削除する言葉としてインターセックスを入れていまして、恐らくグルーピングの問題でインターセックスをこの中に入れたいということなのかなと思うのです。削除については先に区からの意向としていただいたと思うのですが、私もなぜ削除というところは、詳細は分かりません。

小川課長 その辺は確認いたしまして、必要でしたらどこかに用語を入れるかもしれません。よく使われる用語のみを記載したため削除したということです。

古庄係長 あまりたくさん用語が列記されると、知識のない方にとって混乱しやすいというところで、よく使われる用語をセレクトして掲載してみたのですが、その辺はご説明を加えるなど、検討してまいります。

三浦会長 そこは職員向けと一般向けで分けてもいいのかもしれないですね。一般の方はおっしゃる配慮があったとしても、職員向けの場合にはなるべく最新の表現を職員として知識として持つというのは恐らくあったほうがいいのかと思います。

小川課長 検討させていただきます。

補足として少し実態を説明したほうがいいのかと思います。区民向けハンドブックの12ページに相談窓口を記載しておりますが、資料4の12ページをご覧ください。少し説明させていただきたいと思います。千代田区のところにLGBTQ相談と書いてございます。今年度まではLGBTs相談としております。これにつきましては毎月第2・第4木曜日に、そこに書いてございますように午後4時30分～7時30分まで予約制で相談を受けております。相談員としては、岩崎委員がいらっしゃる共生ネットの相談員の方に相談に対応していただいております。

相談件数については、元年度は月1回しかやっていなかったのですが、そのとき17件、2年度が16件、3年度が24件、4年度2月末で26件ということで、少しずつ増えているような状況です。面接と電話とありますが、コロナ禍もあってということだと思いますが、今は電話が多く、26件のうち面接が5件で電話が21件となっております。今年度の26件のうち、在住の方が9名、在勤の方が11名、その他が5名、不明の方おっしゃらない方が1名となっております。

それから、年に3回程度LGBTQsのためのほのぼのスポットRainbowというLGBTQの方とア

ライ、理解・支援者の方を対象にファシリテーターと一緒に気軽におしゃべりをする癒しの場ということで開催しております。こちらはファシリテーターを共生ネットの方などに依頼して、お話をする場として、数名が参加できる居場所づくりもやっております。

また、東京都や国その他いろいろな相談窓口があることも一緒に掲載しております。以上です。

三浦会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

金子委員、お願いします。

金子委員 これは私の意見ということではないのですけれども、14ページの上のほうの対応例です。「職員が付き添って性自認に応じたトイレ利用を案内する」、これは千代田区に限らず、私はほかにも聞いていたので、実はある学会でいろいろな大学や民間企業、自治体の取組を意見交流するときに私が聞いた事例として、こういうふうに性自認に応じたトイレ利用を案内している行政の対応もありますよと言ったら、実は有識者の方から後に、これは駄目だよと。善意なのですけれどもね。

駄目だよというのはどうしてか簡単に言うと、カミングアウトを強要することになるので、トイレ利用の案内についてはこういう言い方をするのはちょっと問題があるという指摘を受けて、その後、私もちょっと違和感を持ったので、何人かの人にいろいろ聞いてみたら、結構ここは議論になっていて、賛否両論あるので、非常にデリケートな状況になっているという指摘を受けて、ああ、そういうことかと。

私も非常に不認識で、それこそ善意で簡単に紹介してしまうのですけれども、そんなことを言われたので、岩崎委員辺りはご存じなのかもしれないのですけれども、その辺の議論があること自体も含めてちょっと考えたほうがいいのかもしれないなど。あくまで参考意見ですけれどもね。

三浦会長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 対応例についてはあくまでも対応例ですので、その前に書いてある「施設・設備の利用」のところにありますけれども、ご本人がどのような状況でいらっしゃるかはかなり個別性が高いもので、何を望まれるか、どのような場所でどういう状態でいらっしゃるかということも違いますので、例が全てではなく、13ページに書いてある「どのような対応が可能か、また他の利用者との調整も含めて、必要な調整や話し合いを行います」ということが現実ではないかと思えます。

ただ、対応例としてこちらに「性自認に応じたトイレ利用を案内する」と書かれてあることについては、周りの人、ほかの利用者との調整を、大人数を優先することにならないようにこの例はあると認識しておりますので、人数でいくとLGBTQの人数はやはり少ないですから、その調整の例として書かせていただいております。

小川課長 私もこれを読んで、ご本人がご希望した場合はというようなことが要るのかなと思いましたが、前はどのような書き方だったのか確認して検討させていただきたいと思えます。誤解を招かないように、必ず性自認を、あなたはどうですかとお聞きするべきということではないので、ご本人のご希望でということだと思えますので。

金子委員 ご本人の希望でという説明を私もそのときにしたのです。ただ、だけれどもそれもちよ

っとクエスチョンみたいだったです。これは私も不勉強であまり言うとおかしな話になるのですけれども、どうもこのところについてはすごく大論争になっているらしくて、なるべくカミングアウトを強要しないというのですか、いわゆるそこに対する配慮との問題だろうと思うのです。あくまで例えばという例ではあるし、しかも本人の意向によってということだと私も説明はしたのですけれども、皆さんの反応は必ずしも、あ、分かりましたではなかったもので、ちょっと深い議論があるのかもしれないので、ぜひ検討していただければいいかなと思っているのです。

小川課長 分かりました。

三浦会長 ありがとうございます。保田委員、お願いします。

保田委員 3点ほどあって、まず資料3の30ページの下から2つ目の虹色ダイバーシティさんの肩書について、たしか2020年2月28日に認定NPO法人になられたので、これは作成後に法人格を変更されたので、作成時は特定非営利活動法人ということですよと思うのですけれども、例えば（当時）か（現）にするか分からないですけれども、何か記載を調整するのをご検討いただければなと思います。

あとこれは感想めいたことで、性同一性障害について注釈を入れていただいておりますが、素人意見で恐縮なのですけれども、性同一性障害についてもWHOで精神障害の分類から除外されましたと記載されているところ、障害という名称がついているけれども障害ではないよというのが混乱するかなと思って、例えば2013年でしたのでしょうか、DSM-5上では性別違和というような名称変更があったかのように思いまして、そちらのほうがしっくりくるのかなと思ったので、例えば性同一性障害（性別違和）みたいな複数の併記があってもよいかと思った次第です。

あとは細かいのですけれども、ホモという表記とレズという表記について16ページではレズというのは侮蔑的表現ですよ、差別表現ですよと記載いただいているのですけれども、たしかホモというのが初めて出てくる10ページ、「小学校の教室内で、ホモやオカマという言葉」と書いてあるのですけれども、ホモやオカマという言葉については特に注釈がないのかなと思いまして、差別表現であるというのは当然なのですけれども、同じく注釈を入れることも考えられるかなと思った次第です。

すみません、まとめてになりまして恐縮です。

三浦会長 ありがとうございます。では、まとめてお答えいただけますか。

小川課長 虹色ダイバーシティはNPO法人になられたという、その当時は多分その名前だったと思うので、注釈をつけるような形に変えさせていただきたいと思います。

三浦会長 ただ、これは本ですよ。本だったら本の奥付に記載されたものを書くのが通常ですので、それは不要ではないかと。団体を紹介するところに最新の団体名のご紹介はあってもいいと思うのですけれども、参考文献は、奥付に書かれているものが書誌情報ですから、その名称を変えるのはむしろ問題だと思います。

小川課長 特に現在は何々法人というような注釈もなくてよろしいですか。

三浦会長 必要ですか。虹色ダイバーシティで探せば探せますよね。

小川課長 そうですね、名前で分かりますね。

三浦会長 ここは書誌情報のページなので、いろいろな団体を全部調べ直すのはやり過ぎかと思えます。参考文献は書誌情報を載せる、ホームページを紹介するところでは最新の名称をチェックするという方針でよろしいのではないのでしょうか。

小川課長 分かりました。よろしいでしょうか。

保田委員 はい。

小川課長 6ページの性同一性障害、性別違和の表記でもいいではないかという話につきましては、調べましてまた検討させていただきたいと思えます。よろしいですか。

三浦会長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 すみません、本日時点で確認しているわけではないのですが、ICD-11の日本語の疾病名について、まだ性別違和が確定はされていなかったのではないかと思います。恐らく性別違和になるだろうという状況でとどまっていたと認識しておりますので、一旦確定されているのかどうか確認をしていただきたいと思います。

三浦会長 この言葉自体、紹介はしないといけないということになりますよね。

岩崎委員 性同一性障害というのは、日本における疾病の名称として現段階でまだありますし、性同一性障害の特例法についてもその名前であります。さらに一般的にトランスジェンダーの人は全員性同一性障害ではないかというような誤った認識も広まっているくらい、性同一性障害という言葉のほうが一般名称化しているような現状があります。WHOの疾病分類が変わったというところで、まだ現状日本の中では、この疾病名がまだ確定していない状況ですので。

三浦会長 その混乱を招かないように、今、2行でしか書かれていませんけれども、もう少し言葉を補って、法律上、まだ残っているし、一般的にも使われているけれども、世界的には違う潮流であるということが分かるような書きぶりだと、多分保田委員のご懸念が解消されるのかなと思えます。性別違和も少しずつ使われるようになってきた言葉なので、確定かどうかは確認するとしても、その言葉の説明も少なくとも職員向けにはあってもいいかもしれないですね。

小川課長 分かりました。それでは、少し詳しくめに状況を書くような形で修正したいと思います。また、性別違和についても何らかの記載をさせていただきたいと思えます。

10ページのホモなどそういった注釈についてですが、ほかのページではそれを書いているところもあります。これは多分法連合会のものからそのまま持ってきただけだと思うのですが、注釈はつけたほうがよろしいかと思えますので、検討させていただきます。

鈴木副会長 すみません、10ページの一番下にゲイもあります。

三浦会長 岩崎委員、これは言葉としてどうなのですか。

岩崎委員 ゲイは差別的な言葉に入りません。侮蔑を含まない言葉ですので、こちらについては問題ありません。

三浦会長 中原委員、お願いします。

中原委員 こちらの件について、構成を整理するやり方もあると思うのです。例えば職場における対応、日常会話での注意など、こういったところに1つずつ例示すると、16ページの苦痛を感じる言葉と実際に直面する困難の例が、分かりやすくなると思うのです。

三浦会長 今のご意見は、差別的言動についてもう少し詳しく一覧を出して、10ページのところにいきなり差別的な表現が出てくるのは望ましくないので、場合によっては10ページの表現は後で説明する差別的な言葉として括弧や星をつけて、望ましくないことが分かるようにしておくほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

小川課長 それでは構成はこのままで、説明を入れるということでしょうか。これは抜粋なので。

三浦委員 そこをもっと充実させましょう。

小川課長 それともこれはもっと後ろに持っていくべきでしょうか。

三浦会長 むしろ先に持ってくるということですか。差別言語、「LGBTQ当事者が社会で直面する困難」のところに差別的言動の一例を入れる感じですか。

中原委員 10ページに注釈をつけるというお話があったのですが、10ページをなくして、15ページ等々に割り入れていく形で対応するやり方もあると思います。そうすると、実際になぜこの対応をしなければいけないのかと対処法とがくっついて見えるので、分かりやすくなると思い、構成の検討を提示したところです。

三浦会長 LGBTQ当事者の困難はどこかにあったほうがいいですよ。それは侮蔑的な表現を受けるだけでなく、具体的な不利益が多々あることも書かないといけないので、差別的な表現のところをどこに出すのか、それはマジョリティー側が気をつけなければならないものであると同時に、LGBTQ当事者にとっての困難でもあって、両方に記載が必要なので話が行ったり来たりして分かりにくいという問題ですね。当事者が直面する問題をまずはきちんと学ぶというこの構成自体はよいと思うのですが、表現に関しては分かりにくさを払拭したいですね。

鈴木副会長 抜粋の名前を見ると「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」と書いてあるので、この抜粋であるというのを最初に載せてみるのはいかがでしょう。そうすると私たちがこういう困難に直面しているのだと当事者が言っている例として出てくるということになる。

三浦会長 これも一言一句そのまま取っていいですか。

小川課長 区民向けも事業者向けも基礎知識の中にその部分を入れているので、今、鈴木副会長がおっしゃったように、頭にこの人たちがそう思っているのだということをつければ、多少分かるかと思います。

三浦会長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 私も見返してみても、16ページの「LGBTQ当事者が精神的苦痛を感じる言葉」について、職場における対応の一部として入ってしまっているのですけれども、これは学校や「IV幼児・児童・生徒（子ども）に対する配慮・対応」にも関連してくることなので、基礎

知識の中にこの部分を入れ、最初に基礎知識として全部読んでいただいてからⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴと進んでいただくほうが全体としてはより望ましいと思います。

三浦会長 差別言動はあらゆる場で起き、職場に限らないですから、レイアウトも含めて6の当事者が直面する困難のところにもう一つ差別的言動に関する記載が追加され、Ⅱ以降、区民に対する配慮が来るという流れでしょうか。

岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 一案としては、7ページの「カミングアウトとアウティング」のところに16ページの一冊上の「LGBTQ当事者が精神的苦痛を感じる言葉」が入っているほうが、ある意味でやってはいけないことがまとめて入ることになり、理解はしやすいかなと思います。

三浦会長 では、4のタイトルも少し変えて。今は「カミングアウトとアウティング」と言葉の説明に入っているのですよね。

差別的表現はあらゆる場で起きるので、最初にそれが来て、その後にカミングアウトやアウティングも来る。その後、場面ごとの様々な不利益として今の6つの領域が並ぶという流れかと思います。今の順番をなるべく壊さないとする、SOGIの後にアライが来る感じですかね。

小川課長 分かりました。3つとも基本的に構成が似ているので、直面する困難の前に差別的表現、カミングアウトとアウティングをきちんと入れる形にさせていただきます。

三浦会長 今、アライを見て気づいたのですが、レインボーの話がここで紹介されていて、区民向けの虹が6色ではないのですよね。フラッグではないからいいということなのですか。MIWも7色なので、虹は7色なのでしょうけれども。フラッグになると6色なので、その辺りは岩崎委員、いかがでしょうか。虹ならレインボーフラッグとは違うという整理はつくものですか。それとも混乱を来すので6色に統一したほうがいいでしょうか。

岩崎委員 6色の虹がLGBTQに連帯する意味を持っているので、別物として私は認識してしまっておりました。区の意識としてLGBTQ支援を表すのであれば、6色に変えていただくのが望ましいと思います。

三浦会長 その場合はこれで、それとも6色の旗。

岩崎委員 その点は様々な出し方がありますので、特にこちらから何か指定を申し上げることはないです。

小川課長 6色に統一したほうがいいですね。分かりました。

三浦会長 MIWさんの7色も大分使われているようなのですが、その点も区民会議からそういう意見が出たとお伝えいただけますか。ありがとうございます。

鈴木副会長、お願いします。

鈴木副会長 先ほどトイレ利用のお話が出ていたのですが、資料3の18ページを見ますと、「業務上必要な施設利用等への配慮」というところがあって、ここには「戸籍の性別と異なる設備の使用を希望する申し出があった場合、本人の意思をなるべく尊重し」というふうにかなり丁寧に説明がありまして、前段の14ページもこちらと統一してたほうが、分

かりやすいと感じました。

小川課長 後ろのものと統一するような形で。

鈴木副会長 はい。もう一点、すごく手続的なことなのですが、資料4の区民向けハンドブックにある千代田区ホームページ「LGBTQの方への支援」のQRコードがついているのですけれども、ホームページがまだ「LGBTsの方への支援」となっていますので、どこかで修正していただくということだと思のですが、いかがでしょうか。

小川課長 来年度からLGBTQに統一しようと思っています。ただ、計画書など既に発行されているものはそのままになっていますけれども、新たなものについてはLGBTQに統一すると考えています。

鈴木副会長 分かりました。お願いします。

三浦会長 保田委員、お願いします。

保田委員 見落としていたら恐縮なのですが、資料3-2の修正箇所は公表される予定があるのでしょうか。というのも、前の版とどう意識して何を変えたのかというのが分かりやすいので、これが公表されると既に旧版をお持ちの方に意識が伝わった次第です。以上です。

小川課長 分かりました。この委員会の資料自体は公表されるのですけれども、職員ハンドブックのどこを変えたかという意味において、検討させていただきます。

三浦会長 清水委員、お願いします。

清水委員 あまり詳しくない身としては非常に分かりやすい資料だなと思って拝見していて、学校や職場を経由して広く活用されていくといいなと思いました。特に事業者向けハンドブックはどういうルートで職場や事業者に広まっていくのか想定されているのでしょうか。ホームページに告知するだけでは、見る人は見るけれども、関心がない事業者は全く見ない。職員も取引先なんかまさにそうだと思うので見ているのですけれども、取引先からそのご家族と、徐々に徐々に広がっていく速度は非常に速いのではないかなと思って見ているのですけれども、どのような告知や広がりを想定しているのか、予想ができていれば教えていただけますでしょうか。

小川課長 事業者向けについてどういうふうに普及していくかということでもよろしいでしょうか。

清水委員 そうです。

小川課長 いろいろな団体等に説明したり、配付したりということで周知を図っていきたいと思っております。

ちなみに東京都でもパートナーシップ制度の説明のパンフレットをつくっているのですけれども、都では現在、8つの業界団体に周知や配付依頼しているということです。ちなみに日本経済団体連合会、東京経営者協会、東京商工会議所、東京商工会連合会、全日本不動産協会東京都本部、東京都宅地建物取引業協会、東京都医師会、東京都病院協会等に周知しているそうでございますので、私どもも内容的にはもちろんつながるところもあるのですけれども、千代田区内のそういった団体等、民生・児童委員や青少年委員等、いろいろな関係の方々に配付して周知していこうと思っております。それから、

もちろん学校などにも周知していきたいと思っております。

清水委員

ありがとうございました。

三浦会長

性別表記について、性別欄についてお伺いしたいのですが、13ページにあります。不必要なものは廃止していく、しかし必要性について個別に検討するということなのですが、「性別を答えない」というのもあるというような書きぶりになっていますけれども、何かほかの「男・女・そのほか・答えない」なのか、いろいろな聞き方や、もっとたくさん聞くことも可能なのですが、区としては例示されますか。

小川課長

なかなか統一された例示がない現状でございまして、私どももMIWの申込みには「女性・男性・答えない」という書き方をしている、女性を先にしているのですが、そう書いているものもあります。また、ものによっては「男性・女性・その他」など、いろいろあるというのが現状です。多分国も検討しているのではないかと思うのですが、時々で適切なものにしていきたいと思っておりますので、アイデアがございましたら教えていただきたいと思っております。

三浦会長

どうですか。岩崎委員、お願いします。

岩崎委員

単に性別と書くのではなく、例えば統計上必要である、政策立案上必要であるというようなことであれば、「法的性別」と書いておくと、性自認について尋ねている、あるいは全体に自分自身が生活上の性としてどのように扱われるかということではなくて、法的にあなたはどのような性別ですかという尋ね方になりますので、そうするとややストレスは軽減されるのかなという一案です。

あとは統計でどのように、何に使いたいかというところがあるかと思うのですが、例えばXジェンダーという性自認の方については「男性・女性・答えない」と「答えない」を選ぶしかないのですが、「その他」という、男性でもないし女性でもないという自認が証明できるという意味では「その他」もあるほうが本来的には包摂的であると思っております。結局何にどのように使うかという議論になってしまうかなと思っております。以上です。

小川課長

ありがとうございます。

統計的というのも、私どもはどちらかという性自認で答えてくださいというほうが多いのですが、その時々で使い分けていただきたいと思っております。

三浦会長

それは書いたほうがよいということですか。これは法的な戸籍上の性別なのか、性自認でお答えいただいても構わないのか、性自認でお答えくださいなのか、どのような表現がより適切ですか。

岩崎委員

何に書くかによると思うのですが、何をどう答えたらいいのかということ、ご本人も判断基準に迷うわけですので、性自認でと言われたらその性自認で書くことができるので、「性自認で書いてください」と書いてあれば非常に書きやすさはあると思っております。

三浦会長

かつカミングアウトに至らないような範囲だと「性自認でお答えいただくこともできます」くらいの書き方が一番いいでしょうか。

岩崎委員

はい。性自認についてはあらゆる人にあるものですので、トランスジェンダーであって

も×ジェンダーであっても書ける内容かと思います。

三浦会長 ありがとうございます。では、今のものをご参考に少しここの部分の充実をお願いいたします。

ほかにご意見やご質問はいかがですか。五十嵐委員、お願いします。

五十嵐委員 資料3の20ページに「性同一性障害に係る子どもが求める支援は、当該の子どもが有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々の子どもの状況などに応じた支援を行う必要があります」というのもちょっと妙な印象で、「成長に伴い減ずる」ところをわざわざ取り出しているところから、子供なので混乱しているだけで、成長に伴いそれがなくなっていくことが往々にあるという印象を持たせる記載になっているのではないかと懸念されます。

恐らく「生徒指導提要」の改訂版からそのまま転記した部分ですね。ただ、「生徒指導提要」自体が先ほどの議論にも出てきましたように、性同一性障害とLGBTQの議論を混同した状態で作られていると思います。ですので「生徒指導提要」に書かれているからといって、それをそのまま転記して最終版としてしまわず、区の姿勢として違った対応もあり得るのではないかと思った次第です。以上です。

牧田委員 ご指摘いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、こちらは抜粋をもって示させていただいたとおりにございます。ただいまご指摘いただいた点につきましては、指導課及び国際平和・男女平等人権課とも検討の上、協議していきたいと思っております。ありがとうございます。

三浦会長 この点で何かご意見はございますか。五十嵐委員、お願いします。

五十嵐委員 例えば「成長に従い減ずる」だけではなくて、「成長に伴い増減する」ということであればニュートラルな書き方になると思いますので、それも一案としてご検討いただければ。

三浦会長 ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがでしょう。

すみません、私から1点だけ細かいことなのですが、13ページで「言い換えの例」が出てきて、「旦那様」「奥様」はジェンダーの視点から対等ではないとあるのですけれども、「ご主人」も入れていただきたいなど。「嫁」も入れていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

小川課長 13ページの「言い換えの例」の上ですか。

三浦会長 そうですね、「ご主人」は挙がっていますので、※印の後のところに「ジェンダー平等の視点から『旦那様』『奥様』、ここに「ご主人」「ご主人様」、あと「嫁」も入っていませんでしたから、「嫁」も上に入れた上で、これもまた本来は対等な関係を表す言葉ではないということをご付記していただければと思います。

鈴木副会長 関西の方は嫁というのが方言ではないですか。

三浦会長 その言葉は関西芸人がちょっと広めましたよね。一時期なくなっていたはずなのですが、若い人が使っています。方言ではないと思います。

小川課長 「嫁」も上に入れたほうが良いという意味ですね。

三浦会長 そうです、「夫」「妻」「嫁」。「嫁」も女偏ですし、上の文脈でもそうですよね。
五十嵐委員、お願いします。

五十嵐委員 嫁というところに関してなのですからけれども、もしかして関西で悪意なく使われている実態があったとしても、やはり嫁という言葉が使われることで性的な役割を固定されて傷つく人がいるのはもう社会的な事実だと思いますので、そこに配慮して追記することに私は賛成でございます。

三浦会長 ありがとうございます。
中原委員、お願いします。

中原委員 LGBTsに認識不足なのですからけれども、そういった場合に「性のあり方を表す用語等」で説明していただけるのは大変ありがたいことなのですからけれども、片仮名用語ではなくて日本語に置き換えたほうが分かりやすいと思うのですが、固有名詞として広めていく、みんなが理解していくような言葉なのか、これから日本でも対応するような単語がついていくので、それも一緒に併記していく形なのか、こちらの潮流をお伺いしたいです。

三浦会長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 9ページについて、例えば「ヘテロセクシュアル」は「異性愛者」が日本語として対応しますが、例えば「パンセクシュアル」の対応言語の「全性愛者」という日本語はありますけれども、私は全性愛者ですと使う当事者には私はまだ会ったことがなくて、意味を表す言葉として併記しておいてもよろしいかもしれませんが、用語として使われるものはやはり片仮名のほうが一般的かと思います。

中原委員 ありがとうございます。当事者というところからより広く一般的に広げていくというときに、片仮名で広げていくのか、それとも併記してより日本人に親しみやすく日本語を書いていくのかということかと思えます。現状としては片仮名だということは理解しました。ありがとうございます。

三浦会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
このハンドブックは研修でも使われるものかと思いますが、研修に関して何か計画はございますか。

小川課長 区民向けには特に男女共同参画センターMIWで年に1～2回、そういった講座をやっております。また指導課の教職員向けの研修会では、今年度、共生ネットに講師を依頼して、LGBTQをテーマに取り上げて夏休みのときにやっております。

三浦会長 牧田委員、お願いします。

牧田委員 ありがとうございます。LGBTQに関しましては年1回講師の方をお招きして講演いただき、各学校の取組について考える機会を設定しております。また今後は、このハンドブックを教職員への研修に生かして、それをまた各学校にというような形で取組を進めていきたいと考えているところです。

三浦会長 ありがとうございます。保田委員、お願いします。

保田委員 時間が押している中、恐縮です。細かい点なのですが、資料3の6ページの図の下、「LGBTQは『病気』や『障害』ではありません」のところと、「WHOや日本精神神経学会は、同性愛を治療対象から除外しています」の関係なのですが、当然同性愛が治療対象から除外されるに至ったというのは記載いただいているとおりなのですが、あえて同性愛だけを取り出すのもどうなのかなと。「LGBTQは『病気』や『障害』ではありません」だけで足りるのではないか、あるいは同性愛以外は治療対象といううがった見方が在り得ると思ひまして、ここはシンプルに冒頭一文だけでよいのではないかなと素人ながら思った次第です。以上です。

三浦会長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 治療の対象かどうかという点については、例えば性同一性障害の中でホルモン治療や、性別適合手術を受けるときに、やはり診断を受け、そこから手術・治療を進めていくプロセスがあります。したがって、医療との関連において同性愛は駄目、または同性愛自体が疾病の1つであるとされていた過去が実際にあるために、その知識があつて同性愛が病気であるという誤認が広まっていたのは事実ですので、治療対象から除外したことと、性同一性障害についても除外、性別違和に今後するなり、そして除外されていく流れについては記載があつてもよいのではないかと思います。

三浦会長 今のご説明でよろしいですか。

保田委員 素人ながらに同性愛も治療対象ではないよというような知識があつたものですから、もっと包括的な表現があつてもいいのかと思ひて申し述べた次第です。ご意見に全く異存ございません。

小川課長 そのところは先ほどお話があつて、性別違和の流れなど、そういった世界の潮流みたいなもの、日本ではまだ性同一性障害という名前自体は法的にはあるけれども、世界の潮流も併せてご説明したほうが良いというお話でしたので、逆に詳しくなってしまうのですけれども、そのように書かせていただきたいと思います。

三浦会長 ありがとうございます。

私からもう一点なのですが、「はじめに」のところ全体にハンドブックの位置づけとして合理的な配慮をしていく様々な内容が入っているということからしても、性の多様性について理解していく、制度を整備していく、その背景にはやはり人権があつて、どのような方であっても差別されない社会を築くというのは計画にも書かれていたと思ひますので、その一文を引いてくる形でなぜ千代田区がこのハンドブックを持っているのかというと、性別、性自認、性的指向にかかわらず差別されないという、そこを一文入れていただくのが何のための施策なのかという位置づけがはっきりして、人権の中に位置づけられます。その言葉が入っていなかったようですので、入れるのが必要かなと思ひました。皆さん、いかがでしょうか。ほかの方、どうでしょう、それでよろしいですか。

鈴木副会長、お願いします。

鈴木副会長 今、会長がおっしゃったことなのですが、「はじめに」の4つ目の段落で「千代田区では」ということで第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に触れていただいておりますので、こここのところに付記していただく形で書いていただくとよいのかなと

思います。

三浦会長 東京都のいかなる種類の差別も許されない、オリンピック憲章を引いて、その次のところで千代田区としての方針、行動計画というところになると、ちょうど流れとしても自然ですね。

小川課長 分かりました。

三浦会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

金子委員、お願いします。

金子委員 「てにをは」レベルの話で申し訳ないのですが、7ページのアウティングの最後のところのパワハラ防止法なのですけれども、これは2022年で全部適用になっているので、あえて大企業から中小企業への適用は入れる必要がないかなと思います。全部適用になりましたので、法律ができたということだけでいいと思うのです。

それと厳密にいうと「規定で禁止することが義務付けられています」というと、なかなか専門家の間では、うん？となるかもしれないです。あくまでパワハラ防止法の禁止項目の中の具体例として挙げられているので、規定で禁止することになったという、何かダイレクトにこれは駄目という法律ができましたように聞こえてしまいます。

三浦会長 何と入れたらいいですか。

金子委員 個人の侵害をしてはいけないというのはいろいろなことがある。その中にアウティングをしてはいけないという1つの例が挙げられているのです。

三浦会長 「アウティングを社内規定で禁止することを含む措置が求められています」はいかがでしょう。事業主の措置義務指針の中の個の侵害はしてはいけないけれども、その中の何をしてはいけないかの1つでしかないということですね。

小川課長 分かりました。ありがとうございます。

三浦会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、ほかの点を事務局からよろしく願います。

小川課長 それでは、参考に配付した資料でございますけれども、1つは厚生労働省の働く女性の健康応援サイトのカードでございます。こちらには女性の健康に関する情報のサイトと企業の担当者向けに取組事例の紹介がございます。この会議が女性活躍推進協議会も兼ねておりますので、そこに対して配付依頼があったものでございまして、お配りしております。

それから、東京都総務局人権部の性自認及び性的指向に関する都民向けセミナー「LGBTQを知って理解しよう」ですけれども、こちらはオンライン配信、YouTube配信のセミナーでございまして、3月28日まで見ることができますので、よろしければご覧くださいということでご案内させていただいております。資料は以上でございます。

次回の会議でございますけれども、6月から7月頃に第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画の進捗状況の報告を行いますので、その頃にまた開催させていただきたいと思っております。今年度の状況の進捗を報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

三浦会長 ありがとうございます。こちらの今日のハンドブックの修正版はいつ頃出されるのですか。

小川課長 一応3月につくりたいと思っておりますので、修正を送って皆さんに見ていただいて、ご意見を集約して、最終的には会長と岩崎委員にご相談して決めてまいりたいと思います。最終的には会長に一任してもらってもよろしいでしょうか。

場合によっては、3月末は厳しいので4月中旬ぐらいになるかと思えます。

三浦会長 分かりました。

今日も充実したご意見を頂戴しましたので、それを反映させるにはそれなりの時間も必要かなと思えますので、無理ないスケジュールで進めていただけると当方としても助かります。ありがとうございます。

その後の年間のスケジュールはどういう感じになるか教えていただけますか。

小川課長 来年度は6～7月に進捗状況と、あと計画の中の事業で女性の審議会等の委員の女性委員の比率を上げるというポジティブアクションの推進に向けたガイドラインをつくろうということになっており、7月に案を出させていただきたいと思っております。その後、秋頃に検討していただいて、つくっていかうと思っております。さらに2月頃にもう一回。来年度は3回開かせていただきたいと思っております。

三浦会長 今年度は2回だったのが、来年は3回、初夏、秋、2月頃年度末と。分かりました。ありがとうございます。

以上をもちまして、議事は全て終了しました。本当に皆様から具体的な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。それを反映させたとても良いハンドブックになると思えますので、最後の確認もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は以上で閉会となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。